

會 報

○會長の挨拶

去る十二月本會臨時總會の席上湯原會長から大體左の如き挨拶がありました。

今日は、會名を變更しましてから初めての會合でありますから、私も、一言ご挨拶を申上ませう。前回にも申上ました様に、會名の變更の必要は、大分昔から感ぜられて居つた事ですが、今度、愈々「日本幼稚園協會」と云ふ名になりました、これは至極適當の事と思ひます、かゝる名稱の會が、日本に存在するには決して不自然の事ではありません。日本では、幼稚園の教育は、割合に早くから起つて、また、よく進歩して居るのであります。

歐洲諸國に於ても殊にドイツなどは本場であるにも拘はらず、あまり振つて居らぬのみならず、一時は幼稚園の撲滅をはかつた人もあつた位であります。今はさうではありません、同じく獨逸系統のオーストリアも、あまり盛でない、一番盛なのは、何と云つても、アメリカであります、此處には市、町、村立の立派なものがあり、又、州によつては法律をきめて居る所さへあります。下はどこまでも行ける所まで低く、上は、どこまでも高く教育の範囲をひろげて行かうと云ふのが米國の方針で、日本の様に年限縮緼などはしません。上にも下にも、大にのばそくと云ふのであります。極端なものは幼稚園から大學までの年限がなか／＼日本の様ではないのであります、もつとズットのびてゐます。日本に於

ても、結局、將來は、米國のごとくなるであらうと思ふ、教育が有効なるものであるならば、なるべく長いのが結構です、日本の教育を初めに世話に來たのが米人であります。我が國に於ての教育も、余程、米國風の感化をうけて居ります。我が國に於て幼稚園が古くから設立され割合に盛であると云ふのもこのためであります。

殊に、今日では、東京、京都、大阪、神戸、静岡、名古屋、香川、福島、岡山の各地に於ては、殊に統一せる保育會が出來て居ります、私は將來各縣、各市に、教育會があるごとく、保育會を設立せんことを望むのであります。只今も、倉橋主幹とお話をして居つた事ですが、私もよく地方に出張致しますから、其部度各地の當局者ともはかり、廣くこの保育會の設立せられる様に努めるつもりであります。

次には幼稚園其のものが、もつと普及し、もつと強固な基礎のもとに立ち、園長及び保姆に有力なる人を迎へたいと云ふ事であります。而して、將來の我々の努めは、幼稚園の眞價を一層世間に知らしめ、幼稚園が小學校と並んで必備なるものと考へられる様に致したいのであります、不肖ながら私も關係ある位置にありますから、この事に對して一臂の力を添へたい、またこれについて皆様の御援助を仰ぐ次第であります。

茲に特に、一問題となつて居る事——そのためにわざ／＼皆様のお集りを煩はしたのは——兼々、保育關係者の希望して居る所の年功加俸の事であります、この制が、保姆諸君にも及ぶ様に意見書を先づ提出すると云ふ相談ですが、これは我々保育關係者年

來の宿屋であつて、これには皆様も御異存のない事であると思ふ。

私が、特に法規なども調査して見ましたが意見書を出したからとて、直に行はるゝや否やは疑問であります。然し、これを當局に要求する事はよい事です、兎角、教育界から政府に建議する事は、勝手なものであるとの感もありますが、倉橋氏も、これは余程慎重に考へられた事で、塵々私にも意見をきかれ、私もお助

力した次第で、また建議案の出来ました上は、私自ら、これを齋して、大臣にも直接面會し、徹底をはかるつもりであります。然しこれは勅令を改めねばならぬ事で、この勅令の改正と云ふ事は案外難しいものであるから、此處で蹉跌するかもしれない、しかし繰り返し要求して早晚は徹底する様に致します。只、直ぐには出来る事は受合へませぬから、之を直に實現出来る事の如くに、我我責任者お互の口から、吹聴する事は避けねばならぬ事です。

今日は、後刻、本校の齋藤教授が「大戰の開始、經過、終局」と云ふ題で御講演下さる事ですから、私はその前に講演がましい事は致しません、同教授は世界歴史を御専攻になつて居られる方ですから、どうか充分にお聞きになる事をお勧め致します。

要するに將來私は會長としての實をあげ、幼稚園の普及、勃興をつとめる積りでありますから、皆様もよく、此の意を御諒察下さいまして、御盡力を願ひたいのであります。實に、幼稚園教育は兒童問題の基礎となるものであつて、まだ、未決の事が多いのでありますから、これより一層の努力を要する事であると信じます。これをもつて今日の御挨拶と致します。

○建議案

右總會席上滿場一致を以て議決せる「幼稚園長及幼稚園保母の年功加俸及疾病療治料に關する建議案」は十二月二十四日會長自ら之を齋して親しく文部次官に面會して提出されました、その全文は左の通りです。

建議案

幼稚園長及保母の資格待遇に關しては明治三十年文部省令第十四號小學校令施行規則に基き小學校教員の例に依り實施せらるゝに拘はらず、一方小學校教員にありては明治三十三年勅令第百三十三號市町村立小學校教員加俸令を以て年功加俸給與の規程あるに對し幼稚園長保母に對しては何等之に及ぶなし。之れ永く遺憾とせる處にして殊に時勢の進運に伴ふ保育事業の發展は經驗ある園長保母の待遇に關して改正を加ふるの益々急務なるを感ぜしむ。願はくは此の趣旨により法令規則の適當なる改正増補あるやう御取計ひ下され度く茲に本會總會の決議に基き別項を具し及建議候也。

大正七年十二月二十四日

日本幼稚園協會長 湯原元一

建議事項

文部大臣中橋德五郎殿

一、幼稚園長及保母三年功加俸ヲ支給セラレタキコト
二、幼稚園長及保母ニ疾病療治料ヲ給與セラレタキコト

以上
以